議　会

－第２回定例会－

６月20日に招集された第２回定例町議会は、23日に閉会しました。今定例会では、町長、教育長の行政報告のほか、補正予算などが審議されました。町長と教育長の行政報告の概要についてお知らせします。

町長行政報告

１　ＪＲ日高線の復旧に向けた取組など

ＪＲ日高線を持続的に維持するため「ＪＲ日高線沿線自治体協議会」の第８回協議会が３月25日に開かれました。

会議では、ＪＲ日高線の復旧を断念することなく、復旧に向けて取組みを行っていくことを確認し、路線存続に向けての取組みとして、ＪＲ北海道から提案のありました、バスなどへの転換に鑑み、デュアル・モード・ビークル等を調査・検討することとし、バス転換については承諾した訳ではないことを書面に明記の上、ＪＲ北海道に回答しております。

その後、４月12日に管内７町長、北海道運輸局鉄道部長などを構成員とした新たな組織「ＪＲ日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会」と下部組織として管内７町の担当課長などで構成する幹事会を設置しました。

本協議会は、ＪＲ日高線にデュアル・モード・ビークル導入の可能性をはじめ、バス運行した場合の運行システムなど必要な調査・検討をするもので、本年12月に調査・検討結果報告書の公表を目指し作業を進めて参ります。

また、５月11日に上京し、日高町村会及び日高総合開発期成会により、道内選出の国会議員や国土交通大臣などに対して、鉄路を活用した日高地域の公共交通への支援について、緊急要望を行っております。

この他、４月26日にＪＲ問題を考える苫小牧の会及び、ＪＲ日高線を守る会のキャラバン隊が来庁され、ＪＲ日高線の早期復旧を国、道に働きかけることなど、５項目について書面により要請がありました。

２　後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の課税誤りについて

昨年12月27日に厚生労働省は、後期高齢者広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあることを公表しました。

後期高齢者医療保険制度は都道府県が保険者となり、保険料の賦課は国が配布した電算処理システムを使用しておりますことから全国的な賦課誤りが発生しており、北海道後期高齢者医療広域連合からの通知によりますと、新冠町における対象件数及び金額につきましては、平成21年度分から還付対象が15件、金額は、40万７９００円となっております。

今後の処理については、町より還付対象者への説明及び還付処理を進めることとなっております。

また、同様の取扱を行っている国民健康保険についても全国的な調査が行われ、当町におきましても電算システムを確認したところ、国民健康保険税の軽減判定を行う際の算定所得について、課税誤りがあることが判明いたしました。

この誤りにつきましては、地方税法の規定に基づき、国民健康保険税の追加徴収を平成26年度から平成28年度までの過去３年間、還付につきましては、平成24年度から平成28年度までの過去５年間を対象とし更正処理することといたしました。

対象件数及び金額につきましては、還付25件、金額としては、14万８３００円、追加徴収10件、金額としては、54万１４００円で、実世帯数は21世帯となっております。

この対象者に対しましては、文書及び個別訪問によるお詫びと内容説明を行うとともに、過大賦課となっている方については、速やかに還付を行い、過少賦課となっている方については、本来の税額での納付をお願いいたします。

この対象となっている方をはじめ、町民の皆様には、ご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後、このような誤りが生じないよう適切な事務処理に努め、信頼回復に向けて職員の資質向上に取り組んで参りますので、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。

３　北海道農業振興対策資金融通事業に対する損失補償限度額について

北海道農業振興対策資金融通事業は、農業者の財務体質の健全化に向け、農協系統組織や市町村、北海道の連携による公的資金制度として、平成25年８月１日に施行されたもので、農業者及び農協組織の経営改善を着実に実践し、安定した経営基盤のもと更なる農業振興と地域の活性化を目指すものでございます。

本事業の実施にあたりましては、平成25年第４回定例会において、議決をいただきました３億１０１７万３千円を限度額とする債務負担行為に基づき、北海道農業信用基金協会との損失補償契約を締結したところでございますが、対象となる農業者や新冠町農協のご努力により、経営改善計画は着実に履行され、平成28年度末における当該損失補償の限度額は２億４３０３万４千円となり、当初計画を上回る早さで償還が進み、損失補償限度額が減少しているところでございます。

これまでに町の財政支出を伴う事案の発生はございませんが、今後とも損失補償の発生リスク軽減に向けて、新冠町農協や系統上部組織、日高振興局などとの連携を深め、安全性の確保と向上に努めて参ります。

４　新規就農者の就農状況について

町では、農業の担い手づくりと地域活動を支える人材を確保することを目的に、新冠町農協や農業委員会、農業改良普及センター、農業共済組合で構成する「新冠町地域担い手育成総合支援協議会」を組織し、新規就農対策事業を推進しております。

このような中、本年度新たに２名の方が新規就農者として営農を開始されてございます。

２名とも就農地は太陽地区でございまして、ピーマン栽培を主とする野菜農家として就農されました。現在は研修でお世話になりました受入農家や地元太陽自治会員の方々の協力をいただきながら、精力的に生産活動に取り組まれ、順調にピーマンを生産し、出荷されているとお聞きしてございます。

農業者として第一歩を進めたばかりではございますが、今後とも経営が定着し、中核的な農業者として当町農業を牽引するような農業者として成長されることを期待するところでございますし、協議会活動を通じて、引き続きサポートして参りたいと存じます。

５　第６次新冠町農業振興計画

これまでに築き上げてきた生産基盤を次の時代を担う若者に引き継ぎ、さらなる経営の近代化、効率化を図るべく、平成29年度から平成33年度までの５年間の指針となる第６次新冠町農業振興計画を策定したところでございます。

本計画では、これまでに取組んで参りました農業施策の内容と成果を踏まえつつ、農業を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、諸課題を明確にした上で、将来に向けて持続的に発展できる農業・農村を目指す基本方針として、１つ、地域の農業を支える担い手の育成を推進する。「ヒトづくり」

２つ、安心・安全な農畜産物の安定的な生産を促進する。「モノづくり」

３つ、農作業の効率化・低コスト化を図るため、農地の集積・集約化を推進する。「効率的な農地利用」

の３つの柱を定め、当町農業の更なる振興を図ろうとするものでございます。

今後は、この計画が示す目標達成に向け、農業者の皆様をはじめ、農協や各振興会、改良組合、関係団体などとの検討を進めながら、具体的な施策に取り組んで参りたいと存じますので、尚一層のご理解とご協力をお願い致します。

６　町道大狩部本郷井旗線白浜地先の法面崩壊について

６月10日、日中から夕方にかけて大気の状態が非常に不安定となり、胆振・日高地方では、「落雷や竜巻、激しい「ひょう」など局地的に急激な強い雨が降り、当町におきましては、町道で１件の法面崩壊と北電柱の倒壊が発生しました。

被災場所は、字大狩部の町道大狩部本郷井旗線白浜地先で、厚別川を町道起点とし、そこから８００ｍの地点であり、延長16ｍ、高さ８ｍ程度にわたり、おおよそ１５０立方メートルほどの土砂が崩落いたしました。

これからの時期、出水期に入る事から、迅速な復旧が必要でありますので、現在、現地調査のうえ、詳細設計を急いでいるところではありますが、工事費の積算には、今しばらく時間を要する見込みであります。

教育長行政報告

１　朝日小学校の単式学級維持の状況

本年度、単式学級の維持のため、昨年度新ひだか町内の小学校を退職した教諭１名を採用させていただきました。

単式学級維持とともに、複雑、多様化する学校教育現場において、教職員数の維持を図れたことは大変意義深いものであると考えており、次年度は、更に児童数が減少し、５学級から４学級になる見込みでありますので、早急に町理事者と単式学級維持に向けた協議を進めたく考えているところです。

２　レ・コード館事業について

レ・コード館では、開館20周年記念事業の第一弾として、南こうせつコンサートが催され、年間を通じた記念事業がスタートしたところです。

また、本年５月15日に目標枚数に到達し、同月25日に１００万枚の目標達成の発表をいたしました。今回、１００万枚の目標が達成できましたので、寄贈の受付は中止させていただき、これからは、データ入力業務を中心とした管理業務と、レコードを活用した取組に意を用いてまいります。

３　本年度の教育行政執行の考え方

第２回臨時会において、鳴海町長は、所信表明で、「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現に向けた基本姿勢として、「町民の意見が活かされる行政」「分かりやすく公平・公正な行政」「町民との協働のまちづくり」を掲げられました。

私は、まずもってこのことを念頭に置き、今後の教育行政を推進してまいりたいと考えております。

２点目は、前杉本教育長が、本年第１回定例会で示された執行方針の継承です。「学校・家庭・地域社会が一丸となった　いきいきふるさと教育」の推進を柱とする方針を基本とし、それらの教育行政推進にあたり、まず、学校教育に関しては、「誇り・信頼・共存」を大切にするということであります。

①教職員や児童生徒が、ふるさとに、学びに「誇り」をもつこと。

②教育行政と学校との「信頼」を高めていくこと。

③地域にねざし、地域と「共存」する学校や子どもを育むこと。

この３点を押さえ、たくましく生きる子どもの育成を進めてまいります。

また、社会教育において大切にしたいことは、「町民憲章の精神」であります。

今一度、レ・コードの精神とともに、私たちが大切に意識していかなければならないものと捉え、これらの精神を各事業に関連づけ、まちづくりや人づくりに貢献する事業を展開してまいります。

以上、教育行政推進の基本的考えを申し上げましたが、教育委員会各課の協働体制のもと、町部局との連携を深め、議会にもご助言を賜りながら、開かれた教育行政を推進するとともに、地域に支えられ活力ある学校づくりや、魅力ある社会教育事業の推進に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。